

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンボンド予備評価の結果を公表します。

株式会社オリエントコーポレーション第31回無担保社債 に対して予備評価 Green 1 を付与

発行体	：	株式会社オリエントコーポレーション（証券コード：8585）
評価対象	：	株式会社オリエントコーポレーション 第31回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）
分類	：	普通社債
発行額	：	50億円
利率	：	未定
発行日	：	2022年1月20日（予定）
償還日	：	2025年1月20日（予定）
償還方法	：	満期一括償還
資金使途	：	電気自動車を対象にしたオートローンの実行のために調達された資金 のリファイナンス

<グリーンボンド予備評価結果>

総合評価	Green 1
グリーン性評価（資金使途）	g1
管理・運営・透明性評価	m1

第1章：評価の概要

株式会社オリエントコーポレーション（オリコ）は、1954年創業の信販会社で、カード・融資事業、決済・保証事業、個品割賦事業、銀行保証事業の4つの基幹事業を展開している。特にオートローンやショッピングクレジットの取扱高および銀行保証残高は業界トップクラスである。

オリコは、「わたしたちは信頼関係を大切にし、お客さまの豊かな人生の実現を通じて社会に貢献する企業をめざします。」という基本理念を掲げ、個人向けファイナンスを中心とした商品の提供を通じ、金融面におけるインフラストラクチャーの整備に貢献している。オリコは「かなえる、のそばに。」をブランドスローガンとし、顧客のニーズを満たす商品およびサービスの提供を通じて社会に貢献していくことを目

標としている。オリコはまた、サステナビリティ経営を実践するにあたり、優先的に取り組む事項として5つの重要テーマを特定した。各重要テーマにおける具体的な取り組み内容および目標等を開示し、オリコが自社の商品・サービスを提供することで持続可能な社会の実現への貢献と企業価値の向上を同時に実現していくことが示されている。

今般評価対象となる債券は、オリコが発行する第31回無担保社債（本社債）である。本社債により調達した資金は、オリコが提供する電気自動車を対象にしたオートローンの実行のために調達した資金のリファイナンス（コマーシャル・ペーパーの償還）を用途とする予定である。電気自動車の普及促進を通じて、自動車から排出されるCO₂の削減に資する取り組みは、我が国のみならず、世界中の運輸セクターにおけるCO₂排出量の削減に大きく資する取り組みであるとJCRは評価している。

資金使途の対象となるプロジェクトは経営陣による承認を経て決定され、適切な体制が構築されていること、本社債の発行から返済まであらかじめ定められた規則のもとで適切に資金管理が行われること、適切な指標を用いて環境改善効果に関する開示が行われる予定であることから、JCRはオリコの管理運営体制が確立されており、透明性が高いと評価している。

この結果、本社債について、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性（資金使途）予備評価」を“g1”、「管理・運営・透明性予備評価」を“m1”とした。この結果、「JCRグリーンボンド予備評価」を“Green 1”とした。

また、本社債は、「グリーンボンド原則¹」および環境省による「グリーンボンドガイドライン²」において求められる項目について基準を満たしているとJCRは評価している。

¹ ICMA（International Capital Market Association）グリーンボンド原則 2021年版
<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2021-updates/Green-Bond-Principles-June-2021-140621.pdf>

² 環境省 グリーンボンドガイドライン 2020年版
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf>

第2章:各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

評価フェーズ1:グリーン性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本社債の資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1』とした。

(1) 評価の視点

本項では最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途において環境へのネガティブな影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署または外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

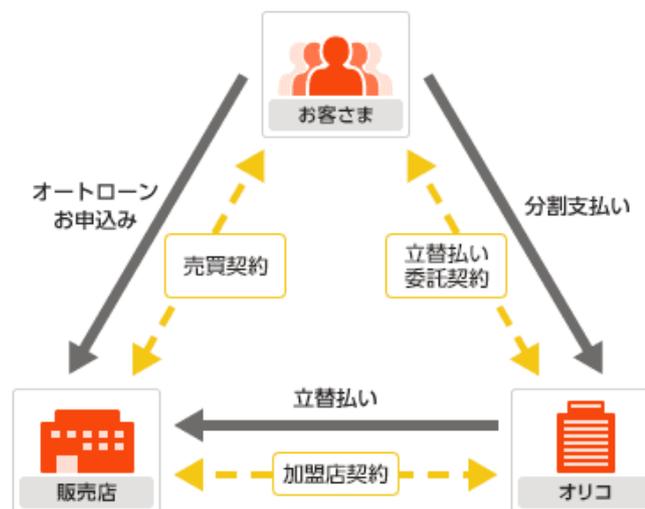
資金使途の概要

a. プロジェクトの環境改善効果について

- i. 資金使途の100%が電気自動車を対象にしたオートローンの実行のために調達した資金のリファイナンスに充当され、高い環境改善効果が期待できる。

<対象事業の概要>

オリコが提供するオートローン（本オートローン）とは、オリコが加盟店契約を締結している自動車販売店と提携して、個人顧客に対して提供する自動車ローンである。本オートローンは、オリコ、顧客及び自動車販売店の3者契約となっており、オリコが加盟店契約を結んでいる加盟店を通じ、個人または法人の顧客に対して実行する立替払債権で、加盟店が取り扱う新車や中古車、オートバイ等にかかる代金を顧客が分割払いを希望した場合に、オリコが加盟店に対して一括して立替払いを行うものである。



(出所 オリコ Web サイト)

オリコは、本オートローンを約 30 年間取り扱っており、2021 年 11 月末現在、提携する販売店は全国で約 18 万店舗以上、取扱件数は年間 150 万件以上であり、業界トップシェアの実績を有している。2021 年 11 月時点において、本オートローン全体の取扱金額は 3,780 億円となっている。

オリコは、本社債の資金使途を、電気自動車を対象にしたオートローンのために調達した資金のリファイナンスとしている。電気自動車は、バッテリーに蓄えた電力をモーターの動力源として走行するため、走行中に排気ガスを排出しないことに加え、従来のガソリン車と比した場合、走行時における大幅な CO₂ 排出量の削減が期待できる。また、国際的なイニシアティブである Climate Bonds Initiative (CBI) が「Low Carbon Transport Criteria (Version 2)」で定めている要件において、電気自動車はグリーンプロジェクトとしての適格性が認められている。

以上より、JCR は本社債により調達した資金使途について、CO₂ 排出削減による高い環境改善効果を有するものであると評価している。

ii. 資金使途は、グリーンボンド原則における「クリーンな運輸」、環境省のグリーンボンドガイドラインに例示されている資金使途のうち「クリーンな運輸に関する事業」に該当する。

2021 年 10 月に閣議決定された第 6 次エネルギー基本計画によると、2050 年の「カーボンニュートラル宣言」、2030 年度の CO₂ 排出量 46%削減、更に 50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標の実現に向け、自動車分野においてサプライチェーン全体でのカーボンニュートラル化を目指し、電気自動車等の導入促進、急速充電設備等の整備など包括的な措置を講じ、電動化を推進するとしている。具体的には、2030 年までに、新車販売で電動車 20~30%、2040 年までに、新車販売で、電動車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用に適した車両で合わせて 100%を目指すとともに、電動車向け充電インフラを 15 万基設置配備するとしている。

また、運輸セクターは 2019 年に 8.5 ギガトン、2020 年の 7 ギガトンの CO₂ を排出した。IEA³の試算では、2030 年の同セクターの CO₂ 排出量はわずかに減少して 5.5 ギガトンに留まり、2050 年には 0.7 ギガトンまで 2020 年比で約 90%の削減を行うシナリオとなっている。一方で、乗用車の台数は 2020 年の 12 億台から 2050 年には 20 億台に増加が見込まれている。乗用車の急激な増加に対し、電気自動車の普及に伴い自動車から排出される CO₂ を削減する取り組みは、我が国のみならず、世界中の運輸セクターにおける CO₂ 排出量の削減に大きく資すると JCR は評価している。

以上から、資金使途としている電気自動車を対象にしたオートローンは、日本政府の CO₂ 削減目標に向けた政策および運輸セクター（特に自動車）に係る IEA の 2050 年ネットゼロに向けた提言に沿った取り組みであると JCR では評価している。

b. 環境に対する負の影響について

オリコは、資金使途の対象となるオートローンに対し、顧客による他用途への利用をリスクとみなしている。オリコは、顧客の代わりに自動車販売店に対して直接支払いを行う制度とすることで、ガソリン車等の他の資金使途に使用されることを防いでいる。

以上より、JCR は、オリコが本資金使途の環境的リスクを適切に回避していると判断している。

³ IEA Net Zero by 2050 <https://www.iea.org/reports/net-zero-by-2050>

c. SDGs との整合性について

本プロジェクトはグリーンボンド原則および環境省のグリーンボンドガイドラインに定義されているグリーンプロジェクトのうち「クリーンな運輸」に分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.a 2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。



目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11：住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.6 2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

評価フェーズ 2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充量が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、グリーンボンドを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a. 目標

オリコは、サステナビリティの重要テーマの一つに「環境に配慮した取り組み」を掲げ、環境対応商品の拡大に資する商品の提供を目標として、低炭素社会の促進に資する商品・サービスの開発およびグリーンボンドの発行を設定している。また、オリコは2020年3月期から2022年3月期を対象期間とする中期経営方針「Innovation for Next Orico」の基本戦略の一つとして「サステナビリティ取組み強化」を挙げており、サステナビリティ経営の実践に向け、取り組みを推し進めている。

サステナビリティ重要テーマ

- 1) 安心・安全で利便性の高い金融商品・サービスの提供
- 2) 持続可能な地域づくりへの貢献
- 3) 環境に配慮した取り組み
- 4) 人材の多様性と育成および働き方改革
- 5) ガバナンスの強化

本社債により調達した資金の資金使途は、電気自動車を対象にしたオートローンのために調達した資金のリファイナンスであり、前述の環境対応商品の拡大に関する目標に合致した取り組みである。また、気候変動への緩和に資する施策として、中期経営方針にも即した取り組みとなっている。

以上より、本社債の発行は、オリコの掲げる重要テーマと中期経営方針にて掲げる目標と整合的であるとJCRは評価している。

b. 選定基準

資金使途の対象となるプロジェクトは、評価フェーズ1で既述のオートローンのうち、予め決められた適格基準を満たすものとして定められている。

[適格基準]

- ・ 抽出時点で実行後2年以内である（本社債発行当初においては、2020年1月から2022年1月までの間に実行されている債権が対象）
- ・ 抽出時点で証券化案件の対象となっていない
- ・ 信用保証の対象となっていない
- ・ オリコが直接立替を実施している
- ・ 3ヶ月以上の延滞債権ではない

対象となる資産の選定に際しては、財務部が商品の組成を担当しているビジネスプロモーショングループに対し確認を行い、環境改善効果を確認している。また、当該選定基準は下記 c. に記載されたプロセスを経て経営陣の承認を得ている。

c. プロセス

資金使途の対象については、商品およびサービスの組成を担当するビジネスプロモーショングループと検討の上、資金調達の担当部署である財務部の担当者がグリーン適格性を判断して社内稟議を起案する。その後、関連部署の部長の承認を受けた上で、代表取締役社長によって最終承認される。

上述の選定基準およびプロセスは、本評価レポートに概要が記述されており、投資家に対する透明性が確保されていると JCR では評価している。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、グリーンボンドの発行により調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、グリーンボンドにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

本社債によって調達された資金は、電気自動車を対象にしたオートローンの実行のために調達した資金のリファイナンス（コマーシャル・ペーパーの償還）を使途としており、これ以外の目的に充当される予定はない。

本社債によって調達された資金は本社債専用の口座に入金され、2022年1月末までに財務部の担当者によりコマーシャル・ペーパーの償還に充当される。一方で、オリコは、本社債が償還されるまでの間、上記 1. (2)b. に記載の適格基準を満たすオートローンに本社債の発行金額を超えるよう社内のシステムを用いて抽出し（抽出されたローンプールを「グリーンオートローンプール」という）分別管理を行うこととしている。

分別管理されたグリーンオートローンプールは、財務部の担当者が社内システムを用いて月次で残高の管理を行い、財務部長による承認を受けることを予定している。グリーンオートローンプールが社債の発行金額を下回る場合には、財務部の担当者により適格基準を満たすオートローンを抽出し、グリーンオートローンプールに追加すること、もしくは当該下回った金額に相当する現金を未充当資金として本社債専用の口座に預け入れることが予定されている。

以上より、オリコの資金管理について、資金の充当計画が適切に策定されており、調達した資金が対象の資金使途に確実に充当されること、追跡管理が適切に実施されること、追跡管理に係る内部統制が適切に図られていること、未充当資金の運用についても適切であることを踏まえ、資金管理の妥当性および透明性は高いと JCR は評価している。

3. レポーティング体制

(1) 評価の視点

本項では、グリーンボンド発行前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを、グリーンボンド発行時点において評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

a. 資金の充当状況に係るレポーティング

本社債により調達された資金使途は、オリコのウェブサイト等にて公表される予定である。資金の充当状況についても、オリコのウェブサイトにて開示が予定されている。なお、本社債が償還されるまでの間オリコは本社債の発行金額を上回るグリーンオートローンプールを分別管理することとしているが、当該ローンプールの残高が本社債の発行金額を下回り、実質的な未充当資金が発生する場合には、オリコは未充当資金が発生した時点および事後の充当状況に関してレポーティングすることを予定している。

b. 環境改善効果に係るレポーティング

本社債が償還されるまでの間、オリコは、本社債にかかる環境改善効果に関して、本社債の資金使途の対象となる電気自動車の電費を基に算出する推定 CO₂ 削減量について、年に 1 回、オリコのウェブサイト上で開示することを予定している。

JCR では、オリコの設定した資金充当状況および環境改善効果に係るレポーティングは、開示期間・頻度ともに適切であると評価している。

4. 組織の環境への取り組み

(1) 評価の視点

本項では、発行体の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、グリーンボンド発行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

オリコは、「わたしたちは信頼関係を大切にし、お客さまの豊かな人生の実現を通じて社会に貢献する企業をめざします。」という基本理念を掲げ、創業以来個人割賦事業やショッピングクレジット等個人向けファイナンスを中心とした商品の提供を通じ、金融面におけるインフラストラクチャーの整備に貢献している。オリコは「かなえる、のそばに。」をブランドスローガンとし、顧客のニーズを満たす商品およびサービスの提供を通じて社会に貢献していくことを目標としている。

オリコでは、オリコのすべての事業を行う上でサステナビリティへの配慮を行うことが重要と考えており、サステナビリティ基本方針を制定している。

サステナビリティ基本方針

当社は、ステークホルダーの期待や要請を踏まえ、さまざまな社会課題の中から優先的に取り組む重要テーマを選定し、基本理念に掲げる「社会に貢献する企業」に相応しい金融商品・サービスの提供などの取り組みを通じて、持続可能な社会の実現と企業価値の向上をめざします。

オリコでは、2020年3月期から2022年3月期までの対象とする中期経営方針を策定しており、強固な収益体質の再構築と新たなビジネスモデルの創出を図るための基本戦略の一つとして「サステナビリティ取組み強化」を挙げている。オリコは、顧客や株主等のステークホルダーおよび地球環境に対して「正しい」ビジネスを実践することとし、サステナビリティ経営を事業の軸に掲げている。取組み強化の一環として、「持続可能な社会に貢献できる企業でなければ存続できない」というサステナビリティに関する意識の浸透を目的に、経営層から管理職、各現場の社員を対象にした社内研修等を通じて、全社的な意識の向上を図っている。



(出所 オリコ Web サイト)

オリコがサステナビリティ経営を実践するにあたり、優先的に取り組む事項は、オリコがSDGsの目標とターゲットの中から、オリコおよびオリコの属する業界を取り巻く社会的問題との関連性および価値創造プロセスとの関連性を精査することにより決定されており、5つの重要テーマとして公表されている。各重要テーマにおいて、具体的な取り組み内容およびサステナビリティ目標が設定されており、目標達成に向けて活動を推し進めている。環境分野の重要テーマである「環境に配慮した取り組み」において、オリコは低炭素・循環型社会構築に向けた取り組みとして、環境対応商品の拡大に資する商品の提供に関する目標を掲げている。本社債により調達した資金の用途の対象である電気自動車を対象としたオートローンが、当該目標に含まれる重要な取り組みであると認識し、商品の提供に努めている。

オリコは、これまでに太陽光パネル、蓄電池の設置やオール電化などに関するリフォームローンに資金用途を限定したグリーンボンドを2019年4月に、また提携教育ローンに資金用途を限定したソーシャルボンドを2020年7月に発行した。オリコの資金調達の多様化を進めると同時に、当該資金用途の利用促進を通じて持続可能な社会の実現に貢献するとの考えにより、グリーンボンドやソーシャルボンド等のSDGs債の発行を積極的に行っている。

オリコでは、サステナビリティ推進室が投資家、加盟店等のステークホルダーの意見のみならず、外部の有識者の意見を取り入れながら企画・立案し、サステナビリティに関する取り組みを推進している。重要事項については経営会議や取締役会に上申し、最終決定される。重要テーマに係るサステナビリティの目標は、事業部およびグループ会社と連携しPDCAサイクルを回すことにより目標達成に向けて推進し、実績については半期ごとに経営会議および取締役会に報告している。

以上より、JCRではオリコが環境課題に対して積極的な取り組みを行っていると評価している。

■評価結果

本社債について、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性予備評価（資金使途）」を“g1”、「管理・運営・透明性予備評価」を“m1”とした。この結果、「JCR グリーンボンド予備評価」を“Green 1”とした。また、本社債は、「グリーンボンド原則」および「グリーンボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンボンド評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
グリーン性評価	g1	Green 1	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g2	Green 2	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g3	Green 3	Green 3	Green 4	Green 5	評価対象外
	g4	Green 4	Green 4	Green 5	評価対象外	評価対象外
	g5	Green 5	Green 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・山内 崇裕

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス評価は、評価対象であるグリーンファイナンスの実行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該グリーンファイナンスで調達される資金の充当ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR グリーンファイナンス評価は、グリーンファイナンスの実行計画時点または実行時点における資金の充当等の計画又は状況を評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は、当該グリーンファイナンスが環境に及ぼす効果を証明するものではなく、環境に及ぼす効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンスの実行により調達される資金が環境に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■ 留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャル・ペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■ 用語解説

JCR グリーンファイナンス評価：グリーンファイナンスの実行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、Green1、Green2、Green3、Green4、Green5 の評価記号を用いて表示されます。

■ サステナブルファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■ その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■ 本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル